

各種相続手続きの負担を軽減させる為

法定相続情報証明制度が登場したのです。

前記にある様な様々な手続き毎に、「戸籍関係書類」の束を添付した上で行うことが必要であった訳ですが、そこを法務局(登記所)から交付される「**認証文付き法定相続情報一覧図の写し**」(下記例参照)を登記所や各金融機関等に提出することで、各相続手続きの負担軽減を図る新たな制度なのです。

ただし、相続に関する基本的なものにのみ対応し、「遺産分割協議書」や「相続放棄」等がある場合は、当然別途「遺産分割協議書」も併せて必要になるので、十分ご注意ください。

尚「一覧図の写し」を取得するには、相続する人が相続人を代表して法務局へ申出を行うか、税理士や司法書士等の専門家に、代理で申請して頂くかで行うことが可能です(下記「法定相続情報証明制度」の手続きの流れを参照)。そしてその申請に基づき登記官が内容を確認し、「一覧図の写し」を無料で交付してくれるシステムなのです。

■ 法定相続情報一覧図の写しの例

(記載例) 法定相続情報番号 0000-00-000000

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地 住所 ○県○郡○町○34番地
出生 昭和○年○月○日 出生 昭和45年6月7日
死亡 平成28年4月1日 (子)
(被相続人) 法務太郎 法務一郎(申出人)

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
出生 昭和47年9月5日
(子) 相続促子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号
出生 昭和50年11月27日
(子) 登記進

以下余白

作成日: ○年○月○日
作成者: ○〇〇士 ○〇 ○〇 印
(事務所: ○市○町○番地)

✓ 法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。

頁番号及び総頁数が振られる。相続人が多く、法定相続情報一覧図が2枚以上にわたる場合も想定

これは、平成○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成○年○月○日
○○法務局○○出張所

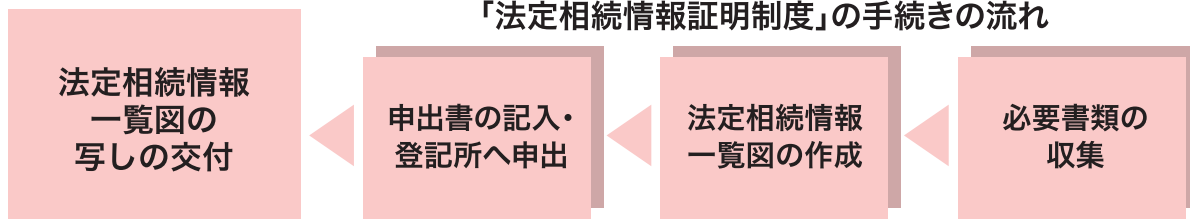
登記官 ○〇 ○〇 職印

注) 本書面は、提出された戸籍簿本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 S00000 1/1

出典:法務省HP「法定相続情報証明制度」について

「法定相続情報証明制度」の手続きの流れ



戸籍謄本の束の代わりとして各種相続手続に使うことができる